



税務署からのお知らせ

問 東村山税務署 (☎042-394-6811)

東村山税務署の申告書作成会場
開設は2月10日(金)から

初日と最終日は、大変な混雑が予想されます。期間中は、これらの日になるべく避けてお越しください。混雑具合により、受付を早く締め切る場合があります。

申告と納税の期限

□ 所得税および復興特別所得税

2月16日(木)～3月15日(水)

□ 贈与税 2月1日(水)～3月15日(水)

□ 消費税・地方消費税 3月31日(金)まで

※申告後の納付書の送付はありません。納税は、ご自身でお願いします。

日曜窓口開設

土・日曜日は閉庁日ですが、2月19日(日)・26日(日)に限り、確定申告書作成の相談および申告書の受付を行います。

※国税の領収・納税証明書の発行・電話相談は行いません。

税理士による無料申告相談会

小規模納税者の「所得税および復興特別消費税」「個人消費税」、年金受給者ならび

に給与所得者の「所得税および復興特別所得税」の申告書(土地、建物・株式などの譲渡所得のある場合を除く)を作成して提出できます。申告書の提出のみの受付はしませんので、直接税務署へ提出してください(郵送可)。

時・場 2月7日(火)～10日(金)午前9時30分～午後3時30分・防災センター6階

持 申告に必要な添付書類・筆記用具・計算機・申告書の控え(前年以前に申告した場合)

※受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合があります。

※受付初日や午前中は大変混み合います。初日以外の日や比較的早く午後からのご来場もご検討ください。

※所得金額が高額な場合や相談内容が複雑な場合は、税務署をご利用ください。

※申告書には、マイナンバーに係る本人確認書類(マイナンバーカードまたは、通知カードなどの番号確認書類および運転免許証などの身元確認書類)の写しが

必要になりますのでお忘れのないようにご持参ください。

確定申告書は国税庁のホームページで作成できます!

ご自宅のパソコンやタブレット端末などから「確定申告書等作成コーナー」を利用することにより、計算誤りのない申告書をご自分で作成することができますので、ぜひご利用ください。

父母などから財産の贈与を受けた場合の注意点

暦年課税の場合において、父母などの直系尊属から財産の贈与を受けた人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限る)のその財産に係る贈与税の額は、一般税率ではなく「特例税率」を適用して計算します。

「特例税率」の適用を受ける場合で、贈与を受けた財産の価額の合計額から基礎控除額(110万円)を差し引いた後の金額(基礎控除後の課税価格)(※)が300万円を超えるときは、贈与税の申告書とともに

に、財産の贈与を受けた人の戸籍の謄本または抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日およびその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるためにその書類を提出している場合には、その書類を重ねて提出する必要はありません。

※配偶者控除の適用を受ける場合には、基礎控除額(110万円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

「にせ税理士」にご注意を!

納税者の依頼による税務代理、税務書類の作成および税務相談を、税理士資格のない者が行うことは税理士法によって禁止されています。税務書類の作成は、正規の「税理士」に依頼しましょう。

にせ税理士の情報は税務署総務課へ、税理士に関するお問い合わせは、東京税理士会東村山支部(☎042-394-7038)へご連絡ください。

市からの連絡帳

2月は、固定資産税・都市計画税第4期の納期です

～納付には、便利な口座振替を～
◆納税課 ☎(042-460-9831)

2月12日(日) 各種サービス停止

市役所庁内ネットワークの設定変更に伴い、2月12日(日)は終日、次のサービスが停止します。ご理解とご協力をお願いします。

公共施設予約管理システム

● 全てのロビー端末 ● 有料施設の入金 ● メール配信

※有料施設を利用する方は、2月11日までの各施設の営業日に入金してください(入金のお問い合わせは利用施設へ)。

◆情報推進課 ☎(042-460-9806)

住民票等自動交付機(全て)

◆証明書コンビニ交付サービス(全店舗)

● 戸籍証明書 ● 戸籍の附票

◆市民課 ☎(042-460-9820) ☎(042-438-4020)

図書館HP・メール送信サービス

全て停止。予約などの通知メールは翌日以降に送信します。

◆中央図書館 ☎(042-465-0823)

税・年金

市税・国民健康保険料の休日納付相談窓口

時 2月18日(土)・19日(日)午前9時～午後4時

場 ● 市税…納税課(田無庁舎4階)

● 国民健康保険料…保険年金課(田無庁舎2階) ※窓口は田無庁舎のみ

内 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行など

◆納税課 ☎(042-460-9832)

◆保険年金課 ☎(042-460-9824)

償却資産の申告はお済みですか

市内に償却資産(事業用資産)を所有している方は、1月31日までに申告が必要です。対象となる資産をお持ちの方で

申告がお済みでない場合は、至急申告してください。申告書をお持ちでない方は下記へご連絡ください。

◆資産税課 ☎(042-460-9830)

4月から国民年金保険料が納付書・クレジットカードで2年前納できるようになります

□ 申込窓口 前納を希望するときは2月末までに申込が必要です。

● 納付書: 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)または☎へ

※事前申込をした希望者だけに送付

● クレジットカード: ☎へ

● 口座振替: ☎・金融機関窓口へ

※それぞれの割引率は2月に告示予定

☎ 武蔵野年金事務所 (☎0422-56-1411)

◆ 保険年金課 ☎(042-460-9825)

教育

小学校「特別支援教室」市民説明会

日程	時間	場所
2月12日(日)	午前10時30分～正午	防災センター
18日(土)	午前10時25分～11時10分	保谷第一小学校 東伏見小学校
25日(土)	午後1時～2時	谷戸小学校

※12日のみ、専門家水野薫さんによる講演会があります。ぜひご参加ください。※当日、直接会場へ

◆教育企画課 ☎(042-438-4071)

入学通知書は届きましたか

□ 市立小・中学校へ入学するお子さんの保護者の方へ

1月20日(金)に入学通知書をお送りしました。まだ届いていない方は下記へご連絡ください。

対 ● 小学校…平成22年4月2日～平成23年4月1日に生まれた方

● 中学校…平成16年4月2日～平成17年4月1日に生まれた方

□ 私立・国立・都立の小・中学校へ入学するお子さんの保護者の方へ

2月17日(金)までに教育企画課(保谷庁舎

3階)で、区域外就学の手続きをお願いします。

持 入学を予定している学校の入学許可証・認め印・お送りした入学通知書

◆教育企画課 ☎(042-438-4071)

福祉・くらし

心身障害者自動車燃料費助成の申請

時 2月1日(水)～28日(火)

場 障害福祉課(両庁舎1階)

※郵送可

対 ①身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度・脳性まひ者(児)・進行性筋萎縮症の方で運転する同居の家族がいる方
②身体障害者手帳1～4級で自ら運転する方

持 ● 現況届兼請求書(対象者に送付済み)

● 障害者本人の認め印(代理人が申請する場合はその方の認め印も)

● 車検証のコピー

● 運転免許証のコピー

● 障害者本人の振込先口座(20歳未満の場合は保護者の口座可)

● 下記請求対象期間内に給油した際の領収書などの原本

□ 対象期間

平成28年8月～平成29年1月(この間に新たに認定申請をした方は、認定申請月～1月)

◆障害福祉課 ☎(042-438-4035)

障害福祉課窓口到手話通訳者を配置

各庁舎での手続き・相談などで必要な場合に手話通訳をご利用ください。

2月・3月の手話通訳者配置日程

日程	場所
2月8日(水)	保谷庁舎1階
22日(水)	田無庁舎1階
3月8日(水)	保谷庁舎1階
22日(水)	田無庁舎1階

※いずれも午後1時～5時
※配置日以外にも手話通訳者などの派遣を行っています。詳細は、お問い合わせください。

◆障害福祉課 ☎(042-438-4034)

わが家の耐震診断をしよう

建物の設計図を基に簡易耐震診断をし、指導・助言などをします。

時・場 2月18日(土)午前9時30分～午後0時30分・保谷庁舎3階

対 市内の地上2階建て以下の木造一戸建てで、自ら所有し居住している住宅

※原則、昭和56年6月1日以前の建築
定 8人(申込順) ※1人40分程度

申 2月15日(水)までに電話で下記へ

□相談員 住みよい町をつくる会

◆都市計画課 ☎(042-438-4051)

募集

市民協働推進センターゆめこらぼ運営委員会委員

当センターでは、多くの方から意見をいただきながら運営するために運営委員会を設置しています。このたび市民委員を募集します。

□資格・人数 市内在住・在勤・在学の方・1人

□任期 4月1日～平成31年3月31日

□委員会開催回数 毎月1回

□謝礼 2,000円(出席1回につき)

□選考方法 「市民活動や協働を進めるためのゆめこらぼの役割」をテーマにした作文(600～800文字)

申 2月15日(水)までに、作文・住所・氏名・生年月日・性別・職業・電話番号を☎の福祉活動推進課へ郵送または持参

☎ 社会福祉協議会(〒202-0013中町1-6-8保谷東分庁舎・☎042-438-3771)

◆協働コミュニティ課 ☎(042-438-4046)

猫の一時預かりボランティア

西東京地域ネコの会では、保護した飼い主のいない猫の譲渡会を、4～12月の第1日曜日に開催している「りさいくる市」で実施しています。

最近、猫の頭数が増え、保護した猫を会のメンバーだけで飼育することが困難になってきました。保護してから譲渡するまでの「一時預かり」にご協力いただける方は、下記までお問い合わせください。

◆環境保全課 ☎(042-438-4042)